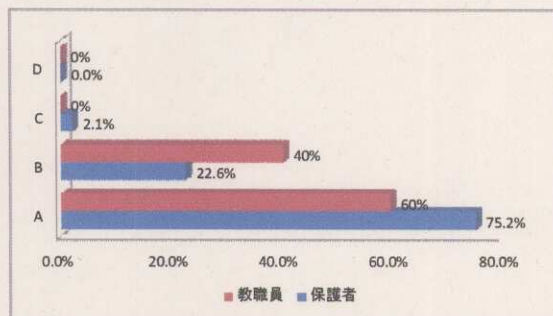


グラフ 2

◆平成23年度 保育活動に関する
評価アンケート◆

○ 職員を信頼して気軽に声をかけたり相談したりしていますか。



1-3: 幼稚園と家庭・地域との連携強化「施策の展開」

施策の展開

A:日頃から、気軽に相談できる体制づくりを図り、保護者が子育てについて自由に情報交換できる機会を提供していく。(職員を信頼して気軽に相談できる：75%→90%)

A:各機関・機能を有効活用し、子育てに関する相談や情報提供、支援対象児等に向けての育児講座の実施など、様々な子育て支援事業をさらに推進していく。

A:事業に参加できない保護者に対して、多様な情報提供手段を探り、情報の共有化を図っていく。

A:未就園児や保育体験学習の中高生、地域の人々等、幅広い年齢層との多様な交流を通じ、社会性や人間性を育ていく。

A:幼稚園での保育参観会やイベントなど、保護者が教員と気楽に交流できる場を設け、親子の感動体験を共有できる場づくりを推進していく。

B:家庭教育で育む基本的なルールやしつけの重要性について、再認識することを促すための学習機会を提供していく。

B:保護者向けの子育て講座等の学習機会を設定し、保護者の育児力向上を支援していくとともに、家庭教育の大切さを啓発していく。



1-3-1

幼稚園の生活と家庭などでの生活の連続性を踏まえて、地域の実態や保護者のニーズに応じた子育て支援を実施し、「親と子の育ちの場」となるような役割や機能の充実を図ります。

主な取組

- 子育てフリートーク、学年フリートーク、誕生会フリートーク
- 高齢者施設との交流、地域行事（祭り等）への参加
- 地域の公共機関、産業等の見学体験
- 地域の人材活用、読み聞かせの会、保護者ボランティア活動

- 子育て講座、子育て相談会
- 幼稚園フェア
- 放課後園庭開放、幼稚園見学会
- 親子遊びの会、親も遊ぼう会、サークル活動、保育参加の会

施策の展開

- D:幼稚園と保育園間の人事交流を通して相互の違いやよさを研修し、実践力の強化につなげていく。
- D:幼稚園・保育園それぞれの所管する部署と互いの情報を共有化し協力体制を築いていく。
- D:教職員と保育士との合同研修を深め、資質向上を図っていく。
(職員間で目標や理念の共有化。教育課程や保育課程など指導内容の共通理解。)
- E:幼児期の教育施設として、今後も円滑な園運営や教育体制づくりを進めていくために、幼保学年会議、運営会議をさらに充実させていく。



主な取組

1-3-2

錦田こども園において、保育園と幼稚園の連携した幼児教育を行っていきます。

主な取組

- 幼稚園教諭・保育士人事交流研修
- 幼保合同研修会
- 幼保園児交流会
- 運営会議（療育支援室・保育園・幼稚園）、幼保学年会議
- 子育て相談会
- 育児講座

1-4: 幼稚園の特別支援教育*の充実「現状と課題」

現状

- ・ 幼児期には障がい*の種別の特定が難しいことから、特別な支援を要する幼児への柔軟な対応が重要である。
- ・ 早期に適切な支援を行うためには、入園児の情報提供及び、保護者の気付き、障がい受容が不可欠であるが、「小さい」という思いから、障がい理解がない場合が多い。
- ・ 個別の支援が必要な幼児の個別の支援計画*・指導計画*を作成し、巡回相談*を通して支援のあり方を確認しながら指導を進めている状況である。
- ・ すべての園に特別支援コーディネーターを置き、コーディネーターを中心にケース会議の定例化や指導法についての共通理解を図り、職員の協力体制に取り組んでいる状況である。
- ・ 自治会長・町内会長の52%が、特別な支援が必要な園児に対しては、支援員を配置する必要があると考え、30%の方が医療や福祉などの機関と連携する必要があると考えている。(グラフ1参照)

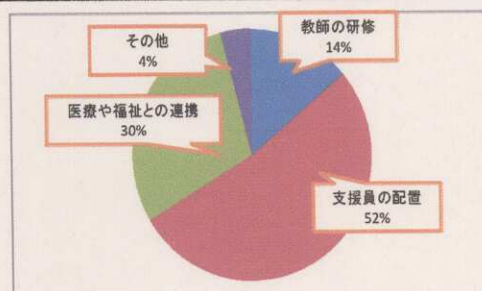
課題

- A: 特別な支援を必要とする幼児の保育については、個々の障がいの状態、程度、発達段階に対応するため、教育・医療・福祉との連携が大切であり、専門的知識や技能を習得した上での指導や援助が必要である。
- B: 育児相談事業や親子教室での子育てに関する情報提供などを通じ、保護者自身の精神的な援助や養育に対する支援も必要である。
- C: 特別な支援を必要とする幼児の就園にあたっては、保育室の環境設定や保育活動の組み方などその子に合った教育方法ができるように配慮すると共に、個別指導のための支援者の配置が必要である。
- D: 障がいの程度に応じて適切な指導にあたるために、地域の関係機関や専門機関と連携できる体制作りを努め、専門家による巡回相談を適宜に受けられるようにしていく必要がある。
- E: 療育支援室との連携を深め、活用率を高めていく必要がある。

グラフ1

◆自治会長・町内会長アンケート◆

- 特別な支援が必要な幼稚園児に対してどのような支援が必要ですか。



* 特別支援教育：平成19年4月より本格的にスタート。それまでの特殊教育対象の障がいだ

けでなく、その対象でなかったLD（学習障がい）・ADHD（注意欠陥多動性障がい）・広汎性発達障がいなども含めた障がいのある児童生徒に対して、その一人一人の教育的ニーズを把握し、当該児童生徒のもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育を通じて必要な支援を行うもの。

- *障がい：三島市が発行している第3期三島市障害者計画の中で、「障害」の表記について、法律などに規定されている場合を除き、「障がい」とひらがなで表記することとしている。
- *個別の支援計画：学齢前から学齢期そして卒業後までをトータルにとらえた子どもの生活全般に関する支援についての計画。教育だけではなく、保健、医療、福祉、労働等、すべての関連機関が協力して作る支援計画。
- *個別の指導計画：個別の支援計画をふまえ、学校の教育課程や指導計画に基づき、具体的に一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法などをまとめた計画。
- *巡回相談：専門家（臨床心理士・臨床発達心理士）が幼稚園・小中学校へ巡回相談を実施し、不登校の児童生徒や学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）など、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童生徒、その保護者や担任等に対し、幼児・児童生徒の特性を専門的な見地から分析し具体的な支援方法をアドバイスする。

1-4: 幼稚園の特別支援教育の充実「施策の展開」

施策の展開

A:障がいについての理解を深めるために、教職員の資質向上を目的とした園内外の研修機会の拡大を図っていく。

A:障がいについての理解を保護者や地域にも求め、幼稚園を中核に社会全体で対象児を育てていく環境づくりに努めていく。

B:家庭教育相談日を活用し、障がい児を持つ保護者の悩み相談や心のケアを図っていく。

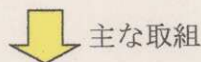
C:サポート職員を対象にした研修を深め、特別支援教育に関するスキルを向上していく。

D:療育支援室と連携し、臨床心理士による発達障がい児及びその保護者のための療育と相談を進めていく。

D:相談事例を私立幼稚園や保育園にも紹介し、療育支援室の活用の拡大を図っていく。

E:園内に支援相談の担当者を分掌として位置づけ、療育支援室と連携して、支援対象児が事前に幼稚園生活を体験したり、保護者が気軽に相談したりできるようにしていく。

E:療育支援室との交流を進め、幼稚園に通園する支援対象児やその保護者への対応が、円滑にできるようにしていく。



1-4

職員の専門的知識の習得や保育技術の向上に努め、個別の支援を必要とする幼児の保育の充実を図ります。施設の安全面や個別指導に配慮した支援者の配置などの検討を進めます。

主な取組

- 特別支援教育コーディネーター研修会
- 三島市発達障がい療育支援専門講座（スキルアップ研修会）
- 個別の教育支援計画の作成（園児・保護者に対して）
- 家庭教育相談日の設定
- 特別支援サポート職員のスキルアップ
- 療育支援室との連携強化

第2節 基本施策2： 小中学校における教育の充実

2-1:心の教育の推進「現状と課題」

現状

- ・各学校では、全教育活動における道徳的実践の場や「ひと・もの・こと」と関わる場を意識的に設定し、他を思いやる心を育む取組を行っている。
- ・各小中学校においては、各学年に応じた体験活動を重視し、心の教育の推進を図っている状況である。体験学習が印象に残っている小学生は86%に達する。(グラフ1参照)
- ・学校行事は、児童生徒の所属意識を高め、学級・学年・学校集団の育成に大きく関わっている状況である。学校行事が楽しく、有意義と感じている子どもは、小学生92%、中学生86%である。(グラフ2参照)
- ・全体的に、小中学生ともに落ち着いて生活しており、ルールやマナーについてもよく守っていると自覚している。友達に優しい気持ちで接していると思っている小学生85%、ルールやマナーを守っていると思っている中学生86%。(グラフ3参照)

課題

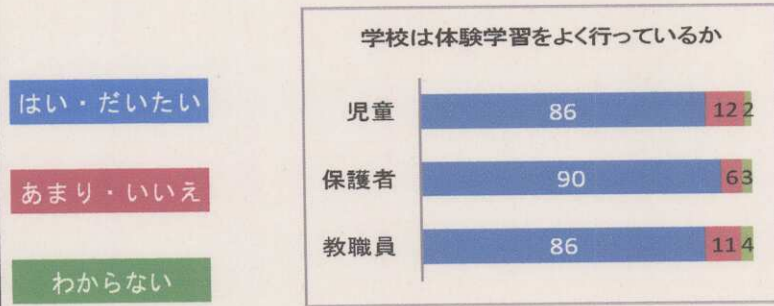
- A:自治会長・町内会長の54%が、子どもの心を豊かにするためには、家庭や地域と連携した道徳教育の必要性を望んでいる。(グラフ4参照)
- B:概ね子どもと保護者からは「学校は楽しい場所である」と評価されているが、「楽しくない」と答えている子ども(小学生12%、中学生11%)や保護者(小学校3%、中学校7%)への対応策を考えていく必要がある。(グラフ5参照)
- C:30%の保護者が、職場体験や進路相談を通して、子どもが生き方(進路)を考えるようになったと思っていないので、職業観を育む必要がある。(グラフ6参照)
- D:全体的にあいさつはよくできるが、さらに、進んで気持ちのよいあいさつをしたりに応じたきれいな言葉遣いで話をしたりすることについては、各学校の実情に応じて取組を工夫していく必要がある。
- E:自己肯定感*が低く、自分の気持ちを自分の言葉で表現したり、意見を伝えたりすることが苦手な子どもが多い状況である(コミュニケーション力の低下・未発達)。
- F:学校の読書の時間には本を読んでいるが、図書室を訪れて本に親しむ子どもをより増やしていく必要がある。
- G:子どもが落ち着いて生活し、ルールやマナーを守っていると感じている保護者は小学校85%、中学校80%という状況で、家庭とも連携して取り組む必要がある。(グラフ3参照)
- H:豊かな感性を育む学校の環境を整えるために、日常的な清掃活動を継続するとともに、美しい花壇づくりに心がける必要がある。

グラフ 1

◆平成23年度 学校評価◆

小学校

単位(%)



グラフ 2

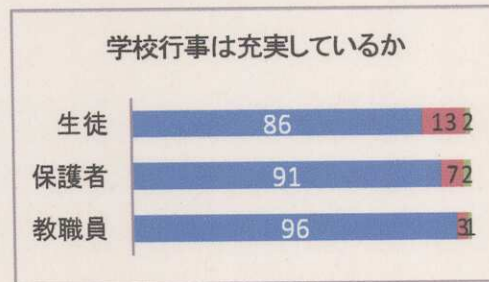
◆平成23年度 学校評価◆

小学校

単位(%)

中学校

単位(%)



グラフ 3

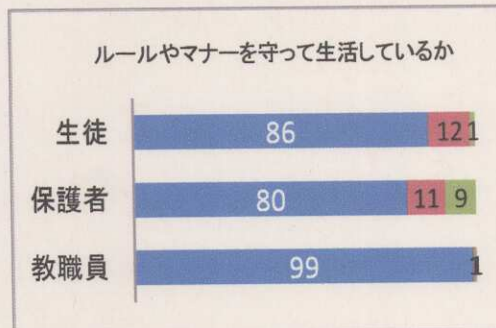
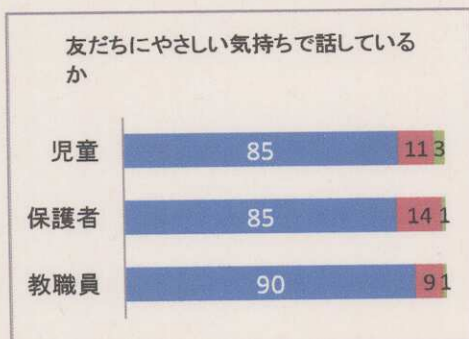
◆平成23年度 学校評価◆

小学校

単位(%)

中学校

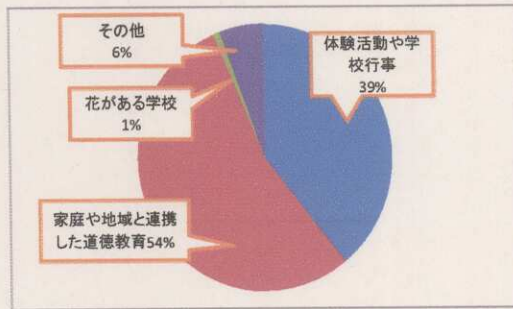
単位(%)



グラフ 4

◆自治会長・町内会長アンケート◆

○小中学校について子どもの「心」を豊かにするためにどのような教育をしてほしいか。



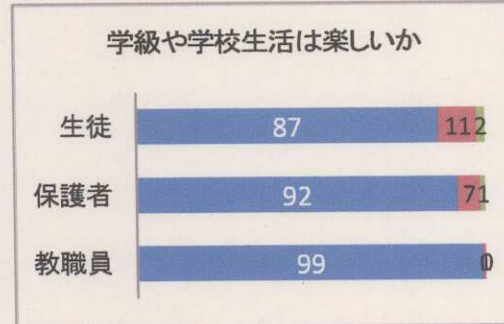
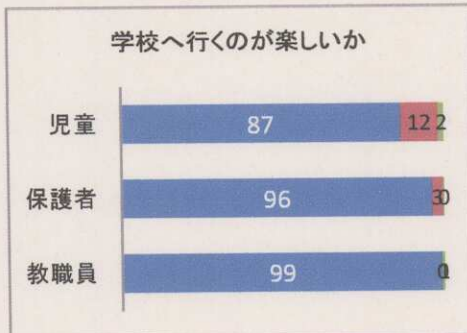
グラフ 5

◆平成23年度 学校評価◆

はい・だいたい (青) あまり・いいえ (赤) わからない (緑)

小学校 単位 (%)

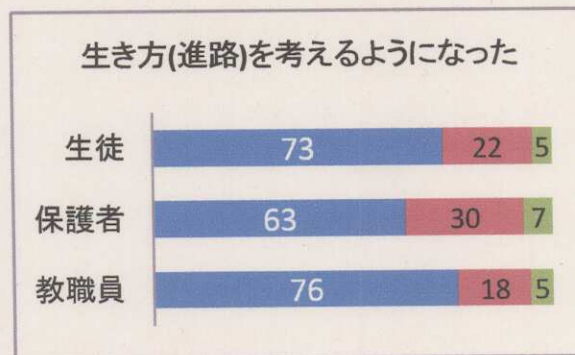
中学校 単位 (%)



グラフ 6

◆平成23年度 学校評価◆

中学校 単位 (%)



* 自己肯定感：心理学用語で、self-esteem（セルフエスティーム）を訳した言葉。自己自身の存在に対する認識として、自己の身体的な特徴や能力や性格などについて肯定的に考えたり、感じたりする感情をさす。一般的に、無条件に愛され認められた経験により育むとされる。

2-1:心の教育の推進「施策の展開」

施策の展開

A:道徳的資質の基盤を育むことを目標に、全教育活動における道徳教育を今後も実践し、地域の人材を活用したり授業を公開したりして、家庭や地域との連携をいっそう深めて道徳的実践力*を育成していく。

B:教職員に気軽に相談できる時間を確保するとともに、スクールカウンセラーによる教育相談だけでなく、スクールカウンセラーと教職員が連携した教育相談体制を確立できるように取り組んでいく。

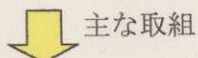
C:職業を知り、勤労を重んじ、進路を選択する能力を養うためのキャリア教育*を推進する。特に小学校についてはキャリア教育の重要な基盤となることから、各教科等を通して挨拶や係活動、職場見学などを行い、友達づくりや中学校への準備などをしていく。

C:小中学校で職業調べや職場見学、職場体験、職業講話等を行い、各学校はこの取組を家庭や地域で共有できるよう発信し、夢を持ってたくましく生きる力を育成していく。(進路意識:中学校 73%→85%以上)

D:各小中学校の実情に応じて、心が通うコミュニケーションのきっかけとなる気持ちのよい「あいさつ(おはよう・ありがとう等)」の習慣化のために、PTAや地域を巻き込んだ取組を工夫し、清らかな心を育てていく。

E:文化・芸術活動等の豊かな体験活動や充実した学校行事等において、様々な「ひと・もの・こと」と関わり、認められたり励まされたりすることを通して、児童生徒の自己肯定感を高めていく。

F:各小中学校の実情に応じて、学校図書館担当者が図書館司書と連携し、より本に親しむことのできる読書環境を整備することを通して心豊かな児童生徒を育成していく。



主な取組

2-1-1

道徳教育をはじめ、環境教育、食育、キャリア教育など、教育活動全般を通して、子どもたちの豊かな感性の育成を図ります。

主な取組

- 全教育活動における道徳教育の実践
- 環境教育、食育、キャリア教育(ゆめワーク三島)
- 学校の実情に応じた体験学習と学校行事の充実
- 学校の実情に応じたコミュニケーションスキルを高める取組
- 学校保健事業
- 部活動振興事業
- 学校図書館振興事業

施策の展開

A: 道徳の授業参観等を通して、学校、家庭、地域が一体となって道徳教育を推進し、規範意識、自他の生命を尊重する心、社会に積極的に関わろうとする意欲を高めていく。

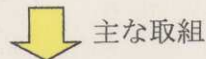
B: 1学級の人数を減らすような国・県の施策を受け、以前と比較して少人数の授業が成立しやすくなっているため、生徒指導が機能（自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的な人間関係を育成）する授業の実現を進めていく。

（学校が楽しい：小学校87%→93%以上、中学校87%→90%以上）

G: 全教育活動で少人数（小グループ）で学習したり話し合ったりする場を意図的に設定し、児童生徒の所属意識や規範意識を高めていくとともに、懇談会やPTA活動を通して、家庭との連携を図っていく。

（ルールとマナー：小学校保護者85%→90%以上、中学校保護者80%→90%以上）

G: 生涯学習課と連携して、家庭教育に関する情報や学習機会の提供、講座の開催、父親の家庭教育への参加の啓発、PTA活動の支援、親学の啓発などを通して家庭教育への支援を行っていく。



2-1-2

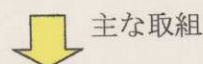
少人数指導を進めるなかで、集団での指導の意義を再認識し、規範意識を高めます。

- 教育的ニーズに応じた授業改善
- 全教育活動における道徳教育の実践
- 小グループ活動の充実
- 小学校低学年支援員配置事業
- 学校支援員配置事業

施策の展開

H: 環境マネジメントシステム*に則り、花があふれる潤いのある校地を整美する「花育」を推進することにより、美しいものに素直に感動する清らかな心を育成していく。

H: 自然の神秘さに目を見はる感性を育んだりする「環境教育」を推進することにより、持続可能な社会づくりのための意識を高めていく。



2-1-3

学校環境をきれいで魅力的なものに改善し、学校の美しい環境づくりを進めるために、学校花壇や運動場の整備を推進します。